

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌駅北口駅前広場地下施設西側エレベーター整備業務
発 注 課	建設局土木部道路設備課
選 定 事 業 者	日本オーチス・エレベータ（株）北海道支店

随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む)

本業務にて整備を行うエレベーターは、上記業者が設計、製造、施工したものである。
 本業務を履行するにあたっては、エレベーターの構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。
 開発製造者である上記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは上記業者に限られる。
 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記業者を特定し、随意契約とする。

準 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）

決 定 日	令和 7 年 5 月 28 日
-------	-----------------